

農振除外の申出に必要な書類一覧表(事前申出・本申出)

●本申出受付月は6月・11月中となります。本申出の1か月前(5月・10月中)までに事前申出書類を提出してください。
除外が確定するのは概ね半年程度ですが、他の案件の状況によって半年以上かかる場合があります。

申出区分	No.	必要書類名	移転及び拡張				公共事業	電波塔基地等
			農家・分家・自己用住宅	工場・店舗等	資材置場	駐車場		
事前申出・本申出	1	【様式1】農用地利用計画変更(農振除外)申出書 ※実印	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2	代理人選任届(自由様式、連絡先要)	△	△	△	△	△	△
	3	【様式2】自己所有地等の検討結果一覧表 ※名寄台帳の順番に記入	◎	◎	◎	◎		
	4	【様式3】土地選定の経緯の補足資料(自己所有地以外)	◎	◎	◎	◎	△	
	5	【様式4】計画変更理由書	◎	◎	◎	◎	△	△
	6	位置図 ※様式2・3の図面番号も記入	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	7	現況利用状況図(現況平面図) ※資材置場・駐車場・工場・店舗等の既存施設拡張の場合、既存施設の現況利用状況を表示してください。	△	◎	◎	◎	△	△
	8	土地利用計画図 ※除外面積の妥当性が分かるように、資材置場及び駐車場の場合についても、詳細にレイアウトを表示してください	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	9	建物等の平面図、立面図・断面図(2方向以上) ※断面図については、隣地への影響を確認するため、擁壁等が分かる図面を提出してください。	◎	◎	◎	◎	△	◎
	10	概要調書(農家・分家・自己住宅)	◎					
	11	概要調書(法人用又は個人事業主用)		◎	◎	◎		
	12	概要調書(資材置場)			◎			
	13	概要調書(駐車場)		△		◎		
	14	固定資産税納税通知書の写 又は 名寄台帳(税務課・安土未来づくり課1F) ※個人:本人及び家族分、法人:法人及び代表者分	◎	◎	◎	◎		
本申出	15	【様式5】隣地の承諾書 ※線で接している隣地(農地のみ)の耕作者・所有者	○	○	○	○	△	○
	16	【様式6】農用地の用途変更に係る同意書 ※自治会長、農事改良組合長、農業委員(確認) 規模の大きい計画については、地元協議の場を設け同意を得ること。	○	○	○	○	△	○
	17	【様式7】土地改良区の意見書 ※西部区域は日野川流域土地改良区(別途、意見書交付依頼書要)も必要	○	○	○	○	○	○
	18	【様式8】誓約書 ※実印	○	○	○	○		○
	19	申出地及び既存施設の写真(各4方向以上)	○	○	○	○	△	○
	20	公図写	○	○	○	○	○	○
	21	隣地関係図(公図写に地目・所有者・耕作者を明示)	○	○	○	○	△	○
	22	全部事項証明書(土地登記簿謄本)	○	○	○	○	○	○
	23	印鑑証明書	○	○	○	○		△
	24	戸籍謄本(分家であること等がわかれば住民票でも可)	○					
	25	法人:①登記事項証明書又は定款写、②決算書写、③議事録写(ある場合) 個人:確定申告書(1表・2表)、収支内訳書又は青色申告決算書			○	○		
	26	所有者がお亡くなりの場合(相続人関係図、戸籍謄本写) 相続人が複数の場合は、相続人代表者指定届及び承諾書	△	△	△	△	△	△
	27	上記以外で、その他必要なもの		△ 注1			△ 注2	

注1:診療所の場合:医師会の証明、医師免許の写、新規開業の場合は当該地区における同業種医院の分布図

注2:公共事業を実施することが分かる告示文、計画書、予算書等の写【取用、都市計画決定告示写(軽微変更)】

- 書類の綴じる順序は表左にあるNo.順をお願いします。表に○印がなくても提出をお願いする場合があります。
- 法務局で取得できる書類については、登記情報提供サービスによるものでも可能です。